

- (1) 香山縣志卷四海防附澳門
 (22) 澳門紀略卷上官守篇
 (23) 廣東通志卷二百四十三、官績錄十三
 (24) 廣東通志卷一百八十八、前事畧八

明治時代に就きて

文學士 古田良一

- (25) 籌海圖編卷之三、倭變記嘉靖三十三年の條註解
 (26) Jesus, *Ibid.*, p. 2; Jungstedt, *Ibid.*, p. 11; Mendez Pinto, *Pergrinago chap. CCXXI.*
 (27) Jungstedt, *Ibid.*, pp. 11, 26

明治時代は慶應三年十月十四日徳川慶喜大政奉還に始り、明治四十五年七月三十日明治天皇崩御に終る一時代なり。固よりこれに就きては人により或は見る所を異にするもあるべし。その明治天皇崩御を以て終となすことは恐く異論なき所なるべけれども、この時代の始を何れの時となすかに就きては種々の見方あるべし。或は慶應二年十二月孝明天皇崩御し給ひ、明治天皇踐祚し給ひし時を以てせんとするもあるべけれども、こは明治

時代と云ふことを明治天皇御治世の時代との意味に解したるものにして、これ亦一見解たるべけれども予は姑くこれを取らず。何となれば予は明治時代の稱は専ら政權の所在によりて名づくべきものにして、従つて政權の徳川幕府の手を離れ明治政府の手に歸したる時を以て始となすべきものなりと考ふればなり。或は主として立憲政體の成立に着眼し、その見地より慶應四年三月十四日五箇條御誓文の出でたる時を以て始となすもあるべ

し。然れどもこはその見解あまりに狭きに似たり。或は政權の朝廷に復歸したる點より觀察すとも、慶喜の大政奉還を以て始となさずして、慶應三年十二月九日攝・關・將軍等を廢し新に總裁・議定・參與の三職を置きたる大改革を以て始となす人あるやも知れず。これ亦一見解たるを失はず。蓋し十月十四日慶喜大政を奉還すと雖、實際の政務は尙幕府の手にあり。その終に朝廷に歸せしは十二月九日の大改革以後のことなり。然れどもこの間約二箇月は王政の體裁を定むる準備の期にして、便宜幕府をして舊の如く政務を執行せしめたるに過ぎず。されば政權の朝廷に復歸したるは慶喜の大政奉還の時なりとするを以て至當とすべし。而して予は明治時代はこゝに始ると考ふるなり。(1)

次に述べべきは明治時代の始と終とは日本最近世のそれらと同一にあらざることなり。予は前述の如く明治時代は慶應三年徳川慶喜の大政奉還に

始ると考ふれども、日本最近世は明治四年廢藩置縣に始るものなりと思考す。蓋し明治時代と云ふ場合は前時代たる江戸時代又は徳川時代と相對するものにして、専ら政權の所在によりて區分するものなれども、最近世と云ふ場合は社會狀態全般の變遷を考へそれに基きて區分せんとするものなるが故に、廢藩置縣前は尙これを最近世と看做さざるを以て至當とすべし。(2) これ恰も徳川時代の始と近世の始とは同一にあらざることが如し。又明治時代は明治天皇崩御を以て終とすべきものなれども、最近世は大正時代を含むことを俟たず。

徳川時代の始と近世の始とは同一にあらざること述べられたるは故内田博士なり(安土桃山時代史論五一七頁)。尤もこれに就きては黑板博士は二者を別々にするよりも一致せしむる方便利にして合理的なりと述べられたり(江戸時代史論一九頁)。然れども區分の標準異なる

ものを強ひて一致せしむるの要はなかるべく
よしやこの方便利なりともこれを以て合理的
なりとは言ふを得ずと考ふ。

さて明治時代を概観し、予は明治二十二年憲法
發布を以て前後の二大期に分たんとす。マツクラ
レン氏はその著明治時代政治史⁽⁹⁾に於て明治時代
を二期に分ち、前期を The reconstruction period
と稱し、後期を The parliamentary régime と言ひ
而してこれを區分するに憲法發布を以てしたり。

固より氏の説く所は専ら政治史にあるが故にかく
區分するは當然なるべけれども、單に政治史のみ
ならず廣く一般史の上より考察すともかくするを
以て最も適當なりと信す。蓋し明治時代の特質に
して最も主要なるものは従來文化の淵源たりし支
那文明を棄て、西洋文明を攝取して新しき文化を
形成したるにありて、その政治上にあらはれたる
は立憲政體の成立なり。而してこは政治史に於て

のみ重要なることにはあらず、公議輿論によりて
事を決せんとする維新の大目的はこゝに至りて達
せられ、今まで國民の勢力の主として内に向ひし
ものは、こゝに始めて大に外に向ふを得るに至れ
り。吾人若し國勢の發展に就きて考察する時は、
この前後に於て著しく差あるを見るなり。されば
これを以て明治時代を前後の二大期に區分せんと
す。

かく區分したる前期即ち明治二十二年以前に就
きて更にその發達の狀態を考察すれば、これ亦二
つの時期に小分するを得べし。即ち明治十年西南
の役まではこれを第一期と見るべく、それより後
は第二期と見るべし。そは西南戰役前は尙渡波の
性質あるが故なり。廢藩置縣によつて社會狀態一
變せりと雖、政府の基礎鞏固ならずして諸方の動
搖常に絶えず、その極まる所終に西南の役となれ
り。この役終りて後は政府の威令全國に普く、復

た亂を思ふ者なし。今その由來を考ふるに、十年以前には全く相反する二つの思想ありて互に相軋轢せり。即ち進歩思想と保守思想となり。夫れ幕末に於て幕府が朝野の非難を受けしは攘夷を實行し得ざるにありき。然るに幕府を倒してそれに代れる明治政府は攘夷をなさずして開國進取の方針を取れり。さればこれを不満に思ふ者多し。維新當初の動搖の中にはその根本をこゝに發するもの多かるべし。⁴⁾漸く時を経るに従ひ鎖國の思想は漸次薄らぎゆきたりと雖、廢藩の後藩士職を失ひ舊藩を慕ひて結黨暴行する者あり。或は新政府の政治方針を喜ばざる者亂をなすあり。⁵⁾當時保守主義の代表者とも見るべきは島津久光にして、政府の進歩主義を喜ばず、久しく歸國し屢々召せども上京せず、天皇薩摩に巡幸し給ふに及び漸くにして上京したれども、八年議會はすして終に隱退せり。⁶⁾而してこの頃薩摩の勢力は頗る強大なれ

ば、久光が斯の如き態度を取れることは保守主義者をして愈その意を強うせしむるものなり。且當時文治派と武斷派とは互に相軋轢せり。明治二年東北の亂平定し、凱旋せる幾萬の將士は心ひそかに權勢威力を得んことを期待し居たりしに、政府部内の顯榮の職は已に文治派の占むる所となり居たりしかば、不平不満の極終に政府に反抗するに至れり。⁷⁾武斷派の首領とも云ふべき西郷隆盛は赫々たる武勳を負うて薩南に歸りて出でされば、諸藩の中には薩藩の歡心を買はんとするものありき。⁸⁾岩倉・大久保・木戸等の盡力により漸くにして隆盛上京し、かくて廢藩置縣も斷行せられたりしが、不平不満の徒の隆盛の周圍に集る者多く、ために政府内部に暗流を生じたるが如し。⁹⁾かくて征韓論起るや隆盛終に官を辭して歸國せり。當時は封建の餘習を受けて割據の風未だ已まず、殊に薩摩に對しては政府の威令も十分行はれざりし

が如くなりしかば、こゝに至りて西郷一派は政府に對し宛然一敵國の觀をなすに至れり。上述の如き種々なる事情により各地に反亂紛擾絶えざりしが、その極まる所終に西南の役となれり。而してこの亂定りて始めて政府の基礎鞏固となるを得たり。これより後二十二年に至る間は立憲政治の準備期とも見るべく、官民の衝突亦これに因せり。即ちこの時に至りてもはや武力を以て政府を倒さんことを企つるが如きものはなし。唯政府の漸進主義に對する國民一部の急進主義の争なり。國民の或者は速に立憲政體の實現せんことを欲し、政府部内にも一時それに賛するの論起りしが、終に漸進主義勝利を得て二十三年國會開設と決し、着々その準備を進め二十二年に憲法の發布を見るに至れり。要するに西南の役以前は尙過渡の性質存して政府の基礎安定ならず。これを國史上他の場合に比するに恰も大化革新より壬申の亂に至る間

又は關ヶ原の役より鳥原の亂に至る間の如し。この役終りて始めて政府の基礎定り復た動かすなりぬ。さればこの時を以て二つの期に分つは適當なるべしと信ず。⁽¹⁰⁾

次に前期の第一期即ち明治十年西南戰役以前に就きその發展の趨勢を考察せん。前に述べしが如くこの時期には進歩主義と保守主義とが並び存し互に相軋轢せしが、殊にその初め即ち四年廢藩置縣前にありては一層甚だしかりき。この期間は或意味に於て舊時代の連續と見るべき時なれども、極端なる進歩思想亦この時に現れたり。固より突如として現れしにはあらずして、その萌芽は前時代に已に認むるを得れども、政權の明治政府の手に歸したると共に非常なる勢を以て發したるなり。慶應四年(明治元年)三月十四日五箇條御誓文の出でたる時にも、その初めは列侯會盟の形式を取らんとしたるを、我が國體を考へ天子神前の御

誓約となりたるものなり。⁽⁴⁾これより後舊物破壊百事改革の潮流社會を風靡し、天下頓に舊慣を革め上下の思想一變するに至れり。その官制にあらはれしは三權分立の如き、諸官四年を以て交代し公選入札の法を用ゐることの如き即ちこれなり。

⁽⁵⁾かくの如く一時進歩思想横溢したりしかども忽ちにしてその反動あらはれ、翌二年には王朝の古に復り大寶令に據りて官制改正をなせり。殊に新に設けられし彈正臺は保守主義者を以て組織したりしかば、事毎に政府の施設に反對し、進歩保守兩派の軋轢甚だしかりしが、⁽⁶⁾大勢の趨く所如何ともなすを得ず、順次開國進取の方針を以て進み終に四年廢藩置縣行はれて社會の状態一變するに至れり。

新政の初めに當り封建制度を廢するの要は早く識者の認めし所なれども、⁽⁷⁾當時の事情は急激にこれをなすを得ざりしかば、先づ藩治職制を定め

次に版籍奉還を行ひ、最後に廢藩置縣を斷行し、こゝに始めて全きを得たり。⁽⁸⁾このことたる單に政治上社會上の重大事件たるのみならず、又國民思想に及ぼしたる影響も大なりしが如し。これより後六年頃まで文明開化の聲大に起り民情風俗に非常なる變化を與へたるを見れば、如何に進歩思想の保守思想を壓倒したるかを知るを得べし。例へば義務教育の制・全國募兵の制・行政司法の分離鐵道の敷設・瓦斯燈の創設・人身賣買の禁・郵便の創設・太陽曆の採用・穢多非人の稱の廢止・僧侶の肉食妻帯自由・男女混浴裸體外出禁止・斷髮の勸誘等何れもこの思想の發現なり。而して西洋文物輸入盛なるにつれ貿易盛となり、經濟界は好景氣を呈せり。論者或は當時の進歩的施設を以て、四年十月岩倉具視等遣外使臣として歐米諸國に派遣せられしにより、日本に留れる者の彼等歸朝の後指笑せられざらんことを欲してなしたるなりと言

ふ。⁽⁶⁶⁾これ或は然らん。然れども單にこの一事にのみ歸するは大勢を察したるものとは云ふべからず。畢竟これ國內統一せられ、制度文物改良の氣運に向ひたるが故なり。この時憲法草案の起草せられしことも亦當時の思想の發現として極めて重要なることなり。又この頃國威發揚の思想大に起りしは注意すべきことなり。これよりさき四年四月清國と修好條約を締結したることはこの意味に於て重大事件にして、清國はこれによりて我國と對等の條約を結べり。従來我國と支那との交通は我よりは對等を以て臨みたりと雖、彼にありては必ずしも然らざりしが如し。こゝに至りて始めて兩國對等の地位にあることを明に認めしめたるなり。其他征韓論の如き、征臺の役の如き皆國威發揚思想の象徴と見るべきなり。

六年九月岩倉大使等歸朝の後は從來あまりに革新に過ぎたる政を改め、漸進主義を取ることゝな

れり。例へばこれよりさき東京市街の家屋は悉く煉瓦造となさんとせしをこの時その建築區を縮少したるが如き、或は太陰曆を填用したるが如き、或は諸國社寺境内の伐木を禁じ名勝古蹟を保存せしめたるが如き即ちこれなり。⁽⁶⁷⁾政治上に於けるかゝる方針は經濟上にも影響を及ぼし、且二三年來好景氣の反動來りて頓に不景氣を感ずるに至れり。この時征韓論の破裂により朝を去りたる板垣退助等は上書して民選議院を興さんことを請ひ、加藤弘之尙早論を唱へ、これより是非の論盛なり。在朝者漸進論を持する者多く、先づ地方官會議を開き後來國會を開くの準備となさんとし、地方官を招集したりしが、種々の事情のため會議を延期せり。⁽⁶⁸⁾八年一月所謂大阪會議によりて板垣亦漸進論に同意して再び朝に立ち、かくて四月十四日の大詔煥發を見るに至れり。⁽⁶⁹⁾人或はこの詔を以て時期を劃せんとするやも知れざれども、予

の見る所によればこの詔は唯漸進主義を明白に發表したるに過ぎずして、その根本思想は已に七年にあり。従つてこの詔は十四年の詔に比すれば歴史上の意義少しと考ふ。かくて政府の漸進主義明となりしが、板垣は議合はずして間もなく野に下れり。この年地方官會議開かれ、國會開設の一階梯となれり。この時に當り新政を喜ばざるの徒各地に亂を起し、その極終に西南の役となれり。この亂鎮定して復た新政を呪ふ者なく、政府の基礎こゝに始めて安固なるを得たること前に述べたるが如し。

次に前期の第二期即ち西南役後二十二年憲法發布に至るまでの間に就きて考察せん。この時期の初めは政論勃興の時とも見るべく、もはや武力によりて政府に抗せんとするものは跡を絶ちたれども、平和的手段に訴へて政治の改良をなさんとするもの起れり。板垣退助愛國社を組織し各地これ

に應ずるもの多く、十三年には國會開設の請願をなすに至れり。而してこの年開かれし地方官會議には府縣會議員の傍聴を許可したるを以て、地方より傍聴のため上京したるもの互に往來して政治を談じ、又歸郷の後宣傳する所ありしかば、一府政論を勃興せしめたり。加之當時紙幣の下落甚だしく、政府の財政々策民心を失ひしことも亦政論を誘發したる一因なり。⁽⁹⁰⁾ 政府にありては木戸・大久保の二人相次で薨じ伊藤博文中心人物となりしが、郡區町村編制法を定めて地方自治の基を立つる等専ら漸進主義を取れり。十四年上半年期には佛國派の自由主義大に起り、西園寺公望の東洋自由新聞を發行するあり、中江兆民の帷を垂れてルソーを祖述するあり。⁽⁹¹⁾ かくて自由民權論は有力なる學理的論據を得たり。偶々北海道開拓使官有物拂下事件の紛糾より政府攻撃の聲盛に起り、併せて國會開設の要唱道せらるゝに至れり。政府部

内にありても大隈重信は十五年に憲法會議を開き十六年に國會を興さんとの意見書を左大臣熾仁親王に呈せしが、十四年十月十二日の詔により國會開設の期二十三年と決するや、終に官を罷められ野に下れり。⁽²⁾この詔は歴史上極めて重大なる意義を有するものにして、これにより國會開設の期定ると共に民間の急進論も漸次鎮靜に歸せり。翻つて經濟狀態を觀るに國立銀行の増設と政府紙幣及銀行紙幣の濫發とによりて西南役後一時好景氣なりしが、次第にその弊あらはれ紙幣下落し物價騰貴し人民大に苦むに至れり。十四年十月二十日松方正義大藏卿となるや、従來政府の執り來りし財政方針を棄て、紙幣を整理し兌換制度を立てんとせり。その結果は十五年以後にあらはれ、世上の景況亦これに伴ひて一變せり。されば十四年は政治上に於ても經濟上に於ても一轉機と見るべくこの年を以て一期を劃するは適當なるに似たり。

十五年より十八年頃までは政治上にも經濟上にも著實なる時なり。先づ政治上に觀るに、十四年國會開設の詔出でたるため十五年に入り政黨の組織せらるゝもの多く、板垣退助の自由黨、大隈重信の改進黨、福地源一郎等の帝政黨を始め、全国各地に政黨の興るもの甚だ多かりしが、十六年以後政黨熱冷却し解黨するもの多し。畢竟これ國會開設の弊に誘はれて一時政黨興起したりと雖、時尙早く且已に一度國會開設のこと決定したる上は復た政府攻撃の餘地なく、自ら政論をして鎮靜せしむるに至りしなり、政府は徐に立憲政體樹立の準備に着手し、憲法取調のため十五年三月伊藤博文を歐洲に差遣せり。博文彼地に在りて主として獨逸の制度を研究し、十六年八月歸朝せり。當時の政黨中自由黨は専ら範を米佛二國に取らんとし改進黨は英國に取らんとせしが、政府はこれらの何れにも従はずして、當時新興の熱盛なる獨逸に

取れり。されば博文の歸朝後なされたる種々の施設の中にはプロシア風の影響によるもの多し。十八年十二月二十二日の官制改正の如きその一なり。⁽²³⁾而してこの改正は極めて重大なる意義を有するものなり。これにより我が官制の始めて支那風を脱したることは何人も注意する所なれども、單にこれのみにあらず。從來各省卿は多く草莽出身の者なりきと雖、その上に位する太政大臣及左大臣は皇族又は攝籙門流の人なりき。されば假令實權はなきにせよ、表面には門地血脈の跡を留めたり。然るにこの改正により太政大臣三條實美は内大臣となり、左大臣熾仁親王は參謀本部長となりて共に政務に遠ざかり、伊藤博文内閣總理大臣となり、從來の各省卿を以て多く各省大臣に充て、こゝに始めて古來の傳統を打破するを得たり。これ即ち改革の大なるものにして、最も注意せざるべからざる點なり。⁽²⁴⁾而してこの改正は立

憲政體樹立の準備として極めて重要なるものにして、政治上に於ける一轉機と見るべきなり。さて經濟狀態に就きて觀察するに、大藏卿松方正義の財政々策は十五年より着々行はれ、先づ日本銀行を設立し、從來發行せられたる諸種の紙幣の整理に着手し、又準備金の蓄積に努め、かくて十八年には兌換制を行ふの機となりしかば、正義の建議によりこの年六月六日の布告を以て、十九年一月より準備金中の正貨を支出して紙幣の交換消却をなすことゝなれり。正義の政策の影響を受けて十五年以來世上一般甚だしき不景氣に陥り、物價下落し倒産者相次ぎしが、この間に於て財界の著實なる基礎を固むるを得、兌換制實施後は大に事業の勃興を見るに至れり。⁽²⁵⁾されば經濟上に於ても十八年を以て一期を劃すべきが如し。

十九年以後は明治時代後期の先驅をなす時期にして、已に後期の性質の多少あらはるゝを認む。

國民精神の漸く外に向ふの傾向あること即ちその一なり。而してその外面にあらはれたる最も著しきものを條約改正問題とす。夫れ條約改正のことは明治初年以來屢々試みられたりと雖、未だその効を見る能はず、且國民一般も多くこれに注意することなかりき。その大に論議せらるゝに至りしは伊藤内閣成立後のことなり、即ち時の外務大臣井上馨の外交方針失敗に終り、政府部内にも反對者ありて、二十年七月内閣に小交迭行はれしより大に一般の注意を喚起せり。尤も二十年後半季に政論の大に勃興したるはその由來する所深く決して條約改正問題のためのみにはあらざれども、少くともこの問題がその重要な一動機となりしこと疑なし。⁽⁶⁶⁾これがため世論囂々として種々の騷擾起りしかば、政府はその取締のため保安條例を定め、終に同年十二月二十六日一種のクーデターとも見るべき事件を惹起するに至れり。翻つて井

上馨の獎勵せし歐化主義を觀るに、外面は恰も西洋に屈從せしが如くなれども、畢竟これ條約改正の一段たるのみ。その目的は國威發揚に外ならず。されば維新當初の文明開化の思潮と同一視すべきものにはあらざるなり。唯あまりに極端に流れたるため手段そのものを目的とするが如くなりたれば、人評して未だ維馬の盛時に至らずして先づ其弊を學ぶものなりと言ふに至れり。⁽⁶⁷⁾こゝに於てかその反動として國粹保存論の勃興を見る。

二十一年四月三日發行せられし雜誌「日本人」はその魁をなすものなり。而して同年十一月鳥尾小彌太の保守中正論を唱へしは更に一步を進めたるものなり。尙小彌太の論の中に所謂中等階級を保護するの要を説けるは別種の意味に於て注意すべきことなり。⁽⁶⁸⁾要するに歐化主義と云ひ、國粹保存論と云ふ、外面は相反するが如くなれども、畢竟何れも國家としての位置を高めんと思想に出

づ。これを以て國民精神の漸く外に向はんとするを察すべきなり。又當時政府が漸く國防に意を用ゐるに至りしこともこの意味に於て注目せざるべからず。尤もこれにつきては前年來朝鮮に於ける事變のため清國との間に葛藤を生じたること一原因たるべけれども、二十一年九月伊藤博文及西郷従道等の朝鮮を経由して露領に入りしことは看過すべからざる事件なり。當時樞密院にて憲法制定會議中なりしにその議長たる博文が數句を費し北海巡遊の途に在りしは如何に、國防論の有力なりしかを察すべく、⁽²⁹⁾或は對露軍備論已にこの時に端を發したるにはあらざるか。そは兎に角政府が軍備充實に意を用ゐるに至りしは一國家として世界列國の間に伍せんこの思想の發現と見るべく、以て國民精神の漸く外に向ひつゝあるを察すべし。又この頃文藝上の新運動起れり。明治初年には文學上の產物として見るべきものなく、十年以

後西洋文學の翻譯又は政治小説の類多く出でたりしが、文學史上大なる價值を有せず。そのこれあるは十八年坪内逍遙の「小説神髓」に始る。この書の明治文學の上に及ぼしたる影響は頗る大なるものにて、こゝに文學が政治より離れ又從來の勸懲主義より離れて新文學たらんとする曙光漸く認めらるゝに至れり。逍遙と共に二葉亭四迷も亦露西亞文學より得たる精細なる筆致をその作物にあらはせり。二十年以後となりては文壇の氣運愈々進み、硯友社一派の青年作家この時に起れり。⁽³⁰⁾而してこれやがて明治後期に於ける文學興隆の先驅をなすものなり。次に經濟狀態に就きて考ふるに十九年兌換制度の確立は實に一期を劃すべき重大事件にして、金融機關活動の準備こゝに全く成り殖産興業の進歩特にこれより著しきを見る。されば單に經濟史上の見地のみよりすれば、或はこの時を以て明治時代後期に入りたるものとすども不

可なきが如し。⁽³⁷⁾是によりて之を觀れば十九年より二十二年までは前期より後期に移る過渡の時期とも見るべく、各種の方面に於て已に後期の性質の存するを認むるなり。

以上を以て予は明治時代前期に對する考察を終れり。これより後期に就きて述ぶべきなれども、この期に關しては予の研究未だ十分ならず。依てこゝには簡單に所感を記すに止めん。

故吉田博士はその著倒叙日本史に於て明治時代を三期に分ち、明治二十三年國會開設以後を一期とし、それに名づくるに國勢發展の四字を以てせられたり。予は國會開設よりも寧ろ二十二年憲法發布を以て時期を分つを適當なりと考ふれども、大體に於て博士の國勢發展編に叙せらるゝ時期は予の明治時代後期と稱するものに相當す。而して國勢發展の四字は最もよくこの期の性質をあらはすものと考ふ。即ち前期に於て國內問題已に解決

せられたれば、今や國民の勢力一轉して外に向へり。かくて二十餘年の間に於て國威の發揚前古比なく、世界列強の一に數へらるゝに至れり。その發展の趨勢を觀るに、日清・日露の二大戰役を以て時期を區分し、即ち三期に分つを得べし。而して第一期は官民の軋轢甚だしく多少過渡の性質を認むれども、日清戰役を終へて第二期に入るや、その實力始めて世界に認められ、經濟上には金貨本位制を樹立するを得、外交上には久しき懸案たりし條約改正を解決するを得たり。内にありては官民の衝突漸次薄らぎ、政府當路者亦政黨の力に倚らんとするの風稍々増したるを見る。尋で日露戰役を終へて第三期に入るや、我が國の勢力始めて亞細亞大陸に及び、日露兩國の極東に於ける地位はこゝに對等となれり。この形勢が大正時代に入り世界大戰の勃發により如何に變化せしかは、大正時代史を研究せん者の先づ注意せざるべから

ざる所ならん。加之日露戦役により我が國の地位高まるや、國民の眼界廣くなり、漸次世界的となるの傾向あり。是に於て從來あまり注意せられざりし各種の思想問題、社會問題起り、又政治上に於ては政黨の勢力漸次増大せり。これらの諸現象は何れも國民的自覺と共に個人的自覺起りしに由るものにして、大正時代に入りて更に一段の活躍を見たり。是によりて之を觀れば、明治時代後期の第三期即ち日露戦役以後は寧ろ大正時代と連續せしめて考察する方便宜且適當なるに似たり。

(1) 明治史要、明治政史、大日本維新史等の書皆この時より筆を起せり。大政紀要も亦この時を以て下編の始とせざざるも上編の終に慶應三年十二月九日までのことを略記せり。

(2) 故内田博士も亦最近世は廢藩置縣に始とせられたり(安土桃山時代史論七頁)。明治時代の何れの時に始るかにつきては明白に述べられたることを聞かざれども、「近世の日本」に記されたる所を見れば大政奉還を以て始とせられたるが如く思はる。又ロンケフオールド氏は廢藩置縣を以て the modern Empire of Japan の始と言へり (Longford, The Evolution of New Japan, Cambridge, 1913, p. 41.

(3) McLaren, A Political History of Japan during the Meiji Era 1867-1912, Lond. & N. Y., 1916.

(4) 國史眼四六三頁、大政紀要第五十五卷二九頁

(5) 國史眼四七四頁

(6) 明治政史(第三册)六二九頁以下、七三八頁、同書(第四册)八四二頁以下

(7) 圓城寺清編大隈伯爵日譚四七九—四八〇頁

(8) 同書五三一—

(9) 同書五七二—五七三頁

(10) McLaren, op. cit., p. 105.

(11) 岡部精一、五箇條御誓文の發表に就きて(史學雜誌第二十

四編第六號)

藤井基太郎、日本憲法制定史談(第七回)(歴史地理第二十

四卷第五號)

(12) 大政紀要第五十五卷二四—二六頁

(13) 大隈伯爵日譚四七六、四九二—五〇〇頁

(14) 勝田孫彌著大久保利通傳中卷六〇六—六一一頁

(15) 大政紀要第五十五卷三三頁

(16) 大隈重信著開國大政史一一二—一八頁

(17) 國史眼四七七、四八〇頁

(18) 明治政史(第三册)七三八頁以下、同書(第四册)七六一頁

(19) 同書(第四册)七六七頁以下

(20) 同書(第五册)一〇八九—一〇九二頁

(21) 同書一一〇三一—一〇四頁

(22) 大政紀要第五十七卷三二—三四頁

(23) McLaren, op. cit., pp. 183, 184.

(24) 明治政史(第六册)一四七六頁

(25) 東洋經濟新報社編明治金融史一四一—一四三頁

(26) 明治政史(第七册)一六七五—一六八九頁參照

(27) 同書一六一〇頁

(28) 同書(第八册)一八〇四頁

(29) 同書一七八八—一七八九頁

(30) 文學博士芳賀矢一著國文學史概論二三〇、二三六—二四二頁

(31) 明治金融史一八頁

雜 纂

元政壁書といふ文の事

文學博士 藤 井 乙 男

世に深草の元政上人壁書といひ傳ふるものあり
その文は左の如し。

不幸にして世をそむける墨の衣にはあらで、

髪ゆふがむつかしさに頭を剃り、柴の軒竹の

柱身に(をカ)輕う此に留おく心から、世の人

を見るに只身を思ふ業のみに足を空にし、吉

野山のはなのあはれもしらず、深草の鶉の聲

を聞ては燒てしてやりたいと計おもひ、後は

何になる事ぞや、斯く静ならぬ身は只人間の

みにあらず、山を出る雲は雨を催さんが爲に